

仕 様 書

1 件名 国分寺市外国人英語指導業務委託（単価契約）

2 目的

- (1) 小学校1～4年生においては、外国語による、「聞くこと」「話すこと」の言語活動を通して、コミュニケーションを図る素地となる資質・能力の育成を目的とする。
- (2) 小学校5・6年生においては、外国語による、「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」の言語活動を通して、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力の育成を目的とする。
- (3) 中学校においては、小学校段階での外国語活動・外国語を通じて育成された資質・能力を踏まえ、「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」の言語活動を通して、簡単な情報や考えなどを理解したり表現したり伝えあったりするコミュニケーションを図る資質・能力の育成を目的とする。

3 契約期間

契約締結日の翌日から令和11年3月31日まで

4 委託期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

5 履行場所

国分寺市立小・中学校及び国分寺市教育委員会

名称	所在地	電話番号
国分寺市立第一小学校	国分寺市東元町 2-1-20	042-322-0041
国分寺市立第二小学校	国分寺市光町 3-1	042-572-8192
国分寺市立第三小学校	国分寺市東恋ヶ窪 2-13	042-322-0043
国分寺市立第四小学校	国分寺市西元町 1-8-1	042-322-0044
国分寺市立第五小学校	国分寺市日吉町 1-30	042-322-0045
国分寺市立第六小学校	国分寺市並木町 2-1	042-322-0046
国分寺市立第七小学校	国分寺市本多 1-2-1	042-322-0047
国分寺市立第八小学校	国分寺市西町 5-18	042-573-2241
国分寺市立第九小学校	国分寺市西恋ヶ窪 4-12-6	042-322-0049
国分寺市立第十小学校	国分寺市戸倉 3-5	042-324-9710
国分寺市立第一中学校	国分寺市東戸倉 2-6	042-322-0641
国分寺市立第二中学校	国分寺市本多 1-2-17	042-322-0642
国分寺市立第三中学校	国分寺市高木町 2-11	042-572-7143
国分寺市立第四中学校	国分寺市西元町 3-10-7	042-324-3811
国分寺市立第五中学校	国分寺市並木町 2-15	042-325-3735
国分寺市教育委員会	国分寺市泉町 2-2-18	042-312-8658

6 予定日数（年間）

小学校 10 校・中学校 5 校（実施日数は各学校の学級数によって異なる）

- (1) 令和 8 年度 小学校 990 日・中学校 541 日・教員研修会 2 日 合計 1,533 日
- (2) 令和 9 年度 小学校 1,005 日・中学校 566 日・教員研修会 2 日 合計 1,573 日
- (3) 令和 10 年度 小学校 990 日・中学校 601 日・教員研修会 2 日 合計 1,593 日

3 年間合計 4,699 日

7 外国人英語指導助手（以下「ALT」という。）の条件

- (1) 教職課程又は教職コースを修了した者、教員免許を有する者又は小・中学校において外国語指導の経験がある者。
- (2) 原則として母国語が英語であること。
- (3) 児童・生徒の発達段階に応じた授業ができ、小学校のALTについては、日本語で十分な意思疎通ができる者。
- (4) 小・中学校のALTについては、各校 1 人の専任とする。但し、1 人のALTが複数校を受け持つことはできる。
- (5) ALTは、学校教育現場にふさわしい服装・身だしなみとする。
- (6) ALTは、心身ともに健康であること。また、年に一度胸部レントゲンを含む健康診断を受診していること。

8 業務内容

国分寺市立小・中学校における外国語活動・外国語やその他の教育活動において、ALTと学校が連携し効果的な外国語指導を行う。また、学校の担当者とALTとの間の連絡調整業務を行うコーディネーターを配置する。

(1) 外国語指導関係業務

1 日の中で、以下の業務を必要に応じて行う。

- ① 担当教諭の行う外国語活動・外国語の授業の補助
- ② 担当教諭が作成する教材の作成補助
- ③ 授業外での英語や外国の文化への興味・関心の喚起、外国語学習への意欲向上
例：国分寺市イングリッシュキャンプ、昼休みの校内（英語）放送等
- ④ 学校行事や特別活動等の教育活動における外国語指導及び児童・生徒との交流
例：クラブ活動・部活動への参加、社会科見学や遠足への参加、外国人児童生徒、保護者への支援等
- ⑤ その他教育委員会及び学校長が認める職務

(2) 教員研修会関係業務

教育委員会が主催する、小・中学校教員の指導力向上を目的とした研修における講師を務める。

(3) コーディネーター関係業務

- ① 学校の担当者とALTとの間の連絡調整業務を行うため、受託者はALTとは別に本市専任のコーディネーターを 1 人配置する。
- ② コーディネーターは、授業開始にあたり、事前に学校と調整等の打ち合わせを行う。打合せ回数については、学校規模等により異なる。
- ③ コーディネーターは、各校を月 1 回以上巡回し、授業改善を目指した提案や問題点の解

決にあたる。

- ④ 各校において必要が生じたときは、速やかに当該コーディネーターを派遣する。
- ⑤ 受託者の総合窓口として教育委員会・学校との円滑な情報交換に心掛け、指導状況を学期ごとに教育委員会に報告する。

9 ALTの勤務条件

- (1) 勤務は原則として毎週月曜日から金曜日までの、午前8時30分から午後4時30分までの間で、1日最大7時間の勤務とする。勤務日・勤務校の割り振りは、教育委員会の指示とする。
- (2) 休憩時間は勤務校との相談による。
- (3) 土曜日・日曜日は週休日とし、祝日は休日とする。ただし、学校の行事等により、週休日や休日にALTの勤務を必要とする場合は、学校及び教育委員会と受託者が協議し、決定するものとする。
- (4) 夏季休業日、冬季休業日、春季休業日等の休業期間の勤務はないものとする。

10 ALTの勤務場所等

- (1) 勤務地は、国分寺市立小・中学校及び国分寺市教育委員会とする。
- (2) 小・中学校のALTの勤務日は、後日教育委員会と受託者が協議し、決定するものとする。
- (3) ALTは原則として、公共交通機関を利用するものとする。

11 ALTの服務等

- (1) 契約期間中、ALTが不適任であると教育委員会が判断した場合、又は勤務が継続できなくなった場合は、受託者と協議を行い、受託者の責任において速やかにALTの交替をすること。
- (2) ALTは、職務の遂行にあたり、受託者を通じて教育委員会の指示に従う。
- (3) ALTは、学校生活全般において、できるだけ児童・生徒との交流を心掛ける。ただし、交流の仕方は日本国における常識に従うこととする。
- (4) ALTは、誠実に職務の遂行にあたらなくてはならない。
- (5) ALTは、職務上知り得た秘密及び個人情報等を他に漏らしてはならない。この契約期間が終了した後も同様とする。

12 ALTの身分保証等

- (1) ALTは直接、学校現場で児童・生徒に接するため、受託者は、ALTの人格・資質・能力・適正について十分調査し、選考すること。また、ALTへの研修を行っておくこと。
- (2) 受託者は、ALTの入国手続き、ビザの更新等の日本国内滞在中の一切の保証を行うこと。
- (3) ALTの通勤途上、勤務時間内における事故については、受託者の責任において補償すること。

13 委託料の請求・支払い方法等

- (1) 毎月の勤務報告は、受託者が学校長の確認を得た後、教育委員会に出勤簿により報告するものとする。
- (2) 委託料は月額払いとし、各月最終実施日以降に報告書による履行の確認後、受託者は当月

分を翌月の 10 日までに請求する。

- (3) 教育委員会は請求書の受領後、A L T の勤務を出勤簿で確認をした後、請求書を受領した日から 30 日以内に、委託料を受託者に支払うものとする。
- (4) 請求における単価については、1 日単価とする。

14 その他

- (1) 受託者は、A L T の履歴書を事前に教育委員会に提出する。
- (2) コーディネーター及び A L T と学校及び担当教諭は、授業に関する事前打ち合わせを実施する。
- (3) A L T の勤務校までの交通費は、受託者の負担とする。
- (4) 担当教諭の補助として行う授業の教材等（検定済教科書を含む）の費用は、受託者の負担とする。
- (5) 受託者は、教育委員会が決定した配置日数をもとに、各小・中学校と調整のうえ、3 月初旬までに翌年度の年間スケジュールを作成し、各小・中学校及び教育委員会へスケジュール表を提出すること。
- (6) 派遣日の変更については、原則として 7 日前までに教育委員会から受託者に連絡する。
- (7) A L T の突然の病気等による欠勤については、受託者は代替の A L T を派遣するなどして対応を行う。
- (8) A L T が欠勤する場合、受託者は原則として 7 日前までに教育委員会に届け出るものとする。また A L T の欠勤により授業を実施しなかった場合は、振替授業を原則とする。
- (9) 原則として、委託期間中の A L T の交替は認めない。ただし、急遽 A L T が辞職した場合は、早急に代替の A L T が派遣できるよう対応を図ること。
- (10) 受託者は、A L T と緊密な連絡をとり、学校側とのトラブルや事故が発生した際には最善を尽くすとともに、この仕様書に定めのない事項が生じたときは、教育委員会と十分な協議の上、処置すること。
- (11) 委託期間中に、教育委員会が受託者の派遣体制等の改善が必要と判断した場合には、教育委員会と受託者での協議のうえ、必要な改善を図ること。
- (12) 提案された提案書の内容については、教育委員会と協議のうえ、進めていくこと。
- (13) この仕様書に定めのない事項や疑義については、教育委員会と受託者で協議のうえ決定する。

15 担当

教育部学校指導課指導係 電話 042-312-8658